

一時保育事業のご案内

保育所等に在籍していない乳幼児を養育している保護者が、日中一時的に保育できないとき、保護者に代わってお預かりします。要件により一時保育、短期特例保育に分類されます。

※認可保育所等に在籍している場合は、まず在籍の保育所等にご相談ください。

区ホームページ



一時保育

区立保育園（中野保育園・本町保育園）

利用の流れ



1. 登録

中野区公式LINEを友だち登録し、トーク画面の「予約・申請」のボタンから「一時保育メニュー」のお子さまの登録手続きにお進みください。登録は年度ごとに必要です。

※食物アレルギーをお持ちお子さんは、登録の際に「アレルギー疾患生活管理指導表」の提出が必要です。

※アレルギー解除になった場合は、変更の申請に合わせ「除去解除申請書」をご提出ください。

中野区公式LINE



2. 予約

(1) 予約受付

毎月10日の午前8時30分より、翌月1ヶ月分の予約を受付いたします。

LINEから先着順に月5日まで予約できます。

※予約受付開始日が土、日、祝日の場合は直前の開庁日から受付します。

(2) 予約のキャンセル

中野区公式LINEの「一時保育メニュー」からキャンセルが可能です。

(3) 予約の変更

変更したい日の予約をキャンセルし、改めて予約してください。

※注意点

- ・利用前日正午を過ぎてから予約の変更またはキャンセルをする場合は、子育てサービス係（03-3228-5612）に連絡をしてください。
- ・利用当日にキャンセルする場合は利用する保育園に直接連絡してください。当日キャンセルの場合、料金はかかりませんが、月5日のうち1日分を利用したとみなします。



3. 面接

原則、初回利用日の一週間前までに利用する保育園との面接が必要です。

初回利用日の予約が確定した際、区からご案内いたしますので、保育園と日程調整を行ってください。

※保育園への連絡は、平日9時から17時までの間をお願いします。

4. 利用

給食の提供について

- ・給食の提供をご希望される場合、食事時間の15分前までに登園してください。
- ・利用前日の正午から当日9時までに予約を受付した場合は給食の提供ができません。必ず食事を済ませてから来園をお願いします。
- ・利用前に中野区ホームページにて、利用日の献立をご確認ください。
- ・「卵」「牛乳・乳製品」のみのアレルギーは、完全除去による代替食品を使用した給食提供を行います。
- ・アレルギーの原因食材が「卵」「牛乳・乳製品」以外の場合や、「卵」「牛乳・乳製品」を含めて複数ある場合は給食の提供ができません。また、給食に使用している食材に食べたことがないものが含まれている場合や食べさせたくない食材がある場合も給食の提供ができません。お弁当のご用意をお願いします。

5. 支払い

(1) 利用料金

1時間 650円 ※1時間未満の場合、1時間とします。

(2) 支払い方法

- ・納付書
- ・Pay Pay、クレジットカード

※領収書が必要な方は「納付書」でのお支払いをお選びください。

保育園のおむつ・衣類等を使用した場合は、別途負担となります。

利用料をお支払いいただけない場合、次回以降利用をお断りすることがあります。



私立保育園

(1) 登録・面接

ご利用希望の保育園に直接電話し、登録のお手続きを行ってください。

※登録にお時間がかかる場合があります。

※食物アレルギーがあるお子さんの給食提供は、保育園によって異なります。また、給食提供を行う場合、アレルギーの原因食材の分かる書類の提出が必要です。

(2) 予約

保育園ごとに予約受付をしていますので、直接ご予約ください。

(3) 利用料金

別途、登録料・キャンセル料や保育園のおむつ・衣類等を使用した場合の負担金がかかる場合があります。

利用料（1人1時間）	給食・離乳食	おやつ
600円～	300円程度	100円～150円程度

(4) 支払い

利用した保育園に直接お支払いください。

◆ご利用上の注意事項（区立・私立共通）

- ・安全確保のため、面接時に確認する緊急連絡先に記載のある方への引き渡しとなります。記載のない方への引き渡しはできません。
- ・利用前日まで入院していた、発熱していた、下痢や嘔吐の症状があった、感染症に罹患していた等、利用当日にお子さんの体調不良がみられる（発熱していなくても、咳が続く場合や鼻水が多い場合等）場合には利用できません。
- ・けがや骨折等でシーネ・ギプス等をしている状態でのお預かりはできません。
- ・登録を済ませたお子さんでも、利用前の保育園との面接の結果や保育中のお子さんの状況によっては、ご利用ができない場合があります。ご了承ください。
- ・特定の場合を除き、保育園での与薬、薬の預かりは行いません。

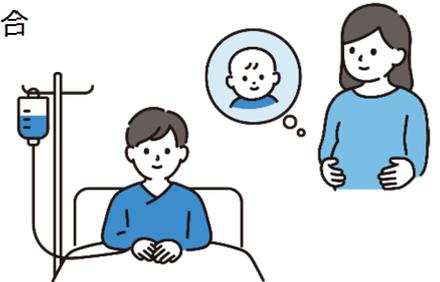
短期特例保育

保護者が病気・出産等の利用要件に該当し、日中一時的に保育できないとき、他に保育する方がいない場合に保護者に代わって保育する事業です。

利用要件及び事業内容

中野区在住の、ご家庭で養育されているお子さんで下記の要件に当てはまる場合

- (1) 保護者が病気・出産のため入院するとき
- (2) 保護者の親族が入院するため、その付添看護にあたる時
- (3) 保護者が死亡・行方不明等で不在になったとき
- (4) 保護者が災害等による復旧作業に従事するとき
- (5) その他、上記に準ずる場合で短期特例保育の必要があると認められるとき



	専用室型保育園	欠員利用型保育園
実施施設	区立2園、私立14園 ※P5実施施設参照	区立8園 ※P5実施施設参照
利用期間	1回の申請につき土日祝含めて最大1か月	1回の申請につき土日祝含めて1か月以内 ※月をまたいでの利用はできません
利用日時	月曜日から土曜日（祝日除く） 基本時間 8時30分～17時 時間外 7時30分～8時30分 17時～18時	月曜日から金曜日（祝日除く） 基本時間 8時30分～17時 時間外 7時30分～8時30分 17時～18時

※欠員利用型保育園は、お子さんの該当クラスに欠員が生じた場合、各保育園で1名をお預かりします。

ご利用の流れ



※保育園と調整を行うため、電話での申請は出来ません。

1. 利用申請

(1) 利用申請書及び必要書類を提出

- ① 保護者の要件に該当することを確認できる書類（入院期間が記載された入院計画書等）
- ② 利用料の減額や免除を希望する方は、前年度分所得税・前年度住民税の課税資料
- ③ 食物アレルギーのあるお子さんは、「アレルギー疾患生活管理指導表」

(2) 申込場所

- ① 中野区役所3階 子ども総合窓口
- ② すこやか福祉センター

(3) 申込期間

利用開始日の1ヶ月前の8時30分から（「欠員利用型保育園」は、利用日の1週間前）利用前日12時まで
※申込開始日が区役所閉庁日にあたる場合は、直前の開庁日に前倒しで受け付けます。



2. 面接

原則利用日の1週間前までに、お子さんと一緒に面接をしていただきます。

利用確定の連絡の際にご案内いたしますので、平日9時から17時までの間に利用する保育園へ連絡し、面接の日程調整を行ってください。

実施施設

一時保育専用の部屋を持つ保育園等です。生後 57 日からのお子さんをお預かりします。

(橋場そらとみどりの保育園、中野りとりぱんぷきんず、江古田ここわ保育園、七海保育園を除く)

私立保育園はクラスごとに定員を設けている施設があります。詳細は各保育園にお問い合わせください。

施設の受入体制等により下記の定員の人数をお預かりできない場合があります。

専用室型…一時保育専用のスペースを持っている保育所等

種類	保育園	利用期間	電話	所在地	定員	
					一時	短期
区立	中野保育園	月～土 9時～17時	3373-4894	弥生町2-6-3	2名	1名
	本町保育園		3373-8700	本町3-29-17	2名	1名
私立	アートチャイルドケア 中野南台森の保育園	月～金 9時～17時	5342-2340	南台5-15-5	3名	1名
	橋場そらとみどりの保育園 大きなおうち		6382-4774	中央4-8-19	4名	1名
	陽だまりの丘保育園		5331-6767	東中野5-17-3	5名	1名
	桃が丘さゆり保育園		5342-9543	中野3-19-13	5名	1名
	中野りとりぱんぷきんず		5345-8331	新井4-10-10	3名	2名
	沼袋西保育園		5942-6203	沼袋3-14-11	3名	1名
	江古田ここわ保育園		3565-6292	江古田1-11-5	5名	1名
	七海保育園		3310-9773	大和町4-12-10	5名	1名
	田中ナースリー大和保育園		3337-7180	大和町4-42-4	3名	1名
	聖ピオ保育園		3339-0801	白鷺1-15-15	5名	1名
	わらべ西鷺宮保育園		3990-7440	鷺宮5-22-14	3名	1名
	やよいこども園		5358-0901	弥生町1-58-14	5名	1名
	なかよしの森こども園		5942-8816	江古田4-16-13	3名	1名
なかのこども園	5942-6031	野方1-10-2	5名	1名		

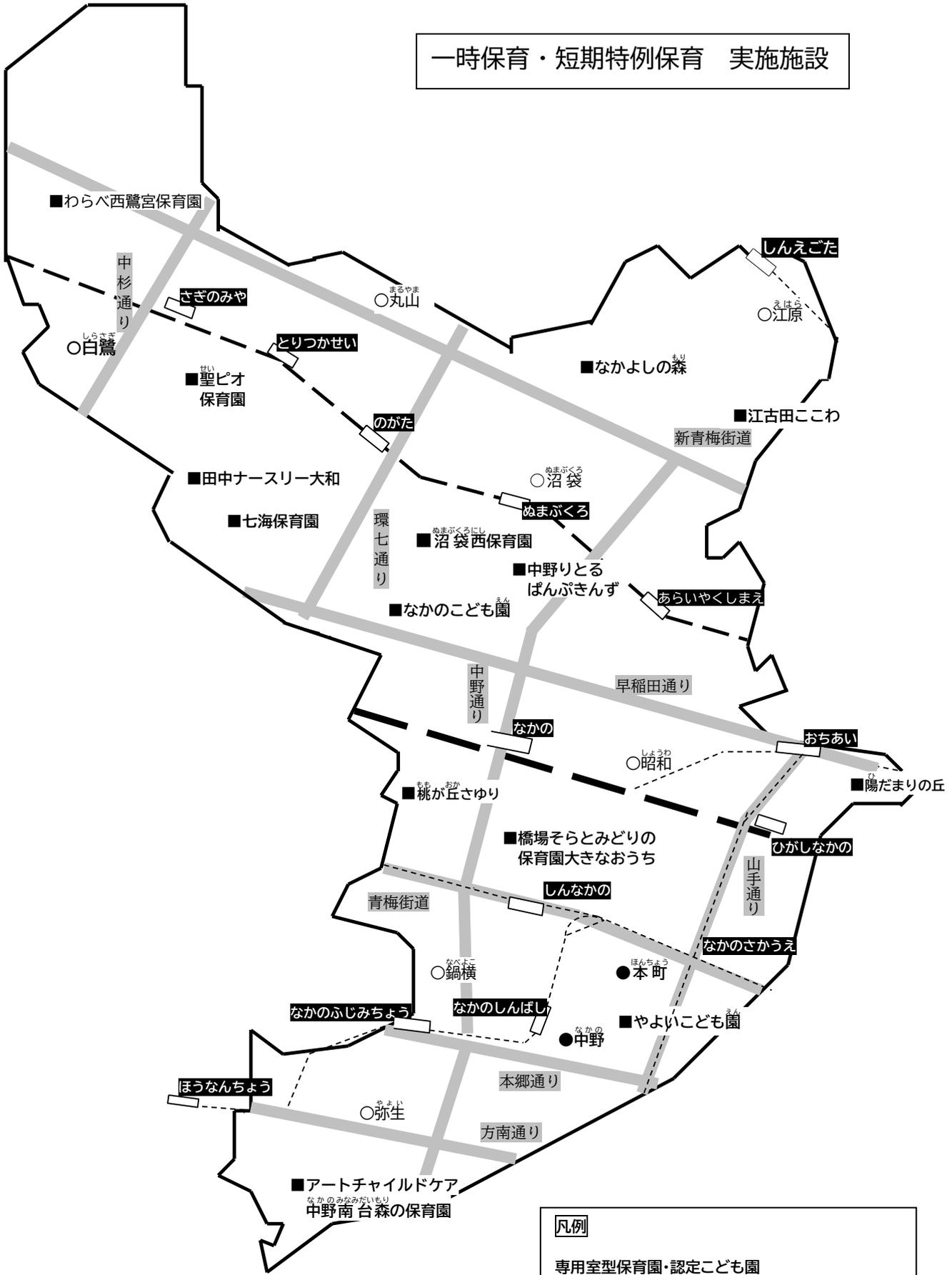
欠員利用型…クラス定員に空きがある場合に一時保育事業を行う保育所

種類	保育園	利用期間	電話	所在地	定員
区立	弥生保育園	月～金 9時～17時	3381-0213	弥生町5-4-8	1名
	鍋横保育園		3384-4565	本町5-47-13	1名
	昭和保育園		3362-1506	中野6-2-1	1名
	沼袋保育園		3386-7082	沼袋1-34-14	1名
	江原保育園		3953-5528	江原町1-10-16	1名
	丸山保育園		3337-7106	丸山2-27-16	1名
	野方保育園		3387-6379	野方1-35-8	1名
	白鷺保育園		3330-2437	白鷺3-3-24	1名

※欠員利用型は、お子さんの該当クラスに欠員が生じた場合、各保育園で1名をお預かりします。

※予約は、利用日の1週間前の8時30分から利用前日の12時までの期間で、電話でのみ受付けています。

一時保育・短期特例保育 実施施設



凡例

- 専用室型保育園・認定こども園
 - 区立保育園(一時保育・月～土)
 - 私立保育園・認定こども園(一時保育・月～金)
 - ※短期特例は全施設月～土
- 欠員利用型保育園
 - 区立保育園(一時保育・短期特例・月～金)